

2020年12月20日

## ポストコロナの時代のグローバルタックス

峰崎直樹

### 1. 新型コロナウイルスの蔓延

ワクチン、特効薬の重要性

先進国の財政赤字の累増と途上国支援の財源をどうする

### 2. 国際課税をめぐる OECD の新しい動き

グローバル化とデジタル化の進展と多国籍企業、法人税率引き下げ競争とタックスヘイブン

しわ寄せは、労働や消費に重課、税制による所得再分配機能の喪失へ

OECD における BEPS の設置と国際課税の改革へ(2015 年提言)

本丸は法人税率の復元だが、税率引き下げや移転価格による利益圧縮へ対抗  
現行ルール、サービスや無形資産を中核とするデジタル産業の利益を捉えていない  
独立企業原則を放棄し「定式配分法」への移行を求める。「定式配分法」とは、企業の  
利益総額を確定しその配分基準を別途策定し各国ごとに課税(配分の要素・ウェイトが  
問題)

- ① 多国籍企業の課税ベースの共有化
- ② グローバル最低税率の設定
- ③ その前提として、租税情報の国際的交換・共有

なんと、多国籍企業の情報が国別でも全体でも課税当局で把握できるようになっている。

### 3. グローバルタックスへの道

グローバルタックスとは

- ① 課税対象となる経済活動が国境を越えている
- ② 税収の一部または全部が国際公共財供給のための財源調達手段の側面
- ③ 課税の主体が単一の国家ではなく、複数の国家が共同課税するか、あるいは超国家機関、国際機関が課税する租税

航空券連帯税は存在しているが、EU 金融取引税はまだ発動できていない

重視したい、EUの財政同盟への道 2020年5月北部から南部への財政移転 9500億€、  
内 3900億€が補助金 財源として、

- ① 排出権取引制度の海運や航空への拡大②炭素税の国境調整メカニズム③共通連  
結法人税④大企業へのデジタル税

これらは、①課税主体が EU で超国家組織②課税対象が国境を超える経済活動③  
税収は EU 予算を通じて国際公共財へ

かくして、グローバルタックスと呼んでよいのでは。

コロナ危機は大きな制度改革の契機へ国民国家の壁を破り国際協調の枠組みを作  
る EU のテストケースになる

#### 4.租税民主主義を問う

- (1) 国境を超える課税権力 2015年 BEPS の報告書で潮目に変化、100年に一度  
の大変化

- ① 国民国家同士が連携し課税権力のグローバルネットワーク構築へ

- 1. 国際課税ルールの共有化
- 2. 国際的課税情報の交換(2016年1月1日以降、日本円で1000億円以  
上の多国籍企業に3種類の文書を毎年作成、各国政府への提出  
イ、マスターファイル ロ、ローカルファイル ハ、国別報告書

- (2) もう一つの課税権力のルートは「課税主権の情報移譲」

EUを国家主権を超える超国家機関として世界政府の前駆形態とみる

ドイツの1920エルツベルガー改革を連想させる